

## 最高裁判所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成21年7月9日(木) 最高裁判所中会議室	
委 員	委員長 安 藤 正 雄 (千葉大学大学院工学研究科教授)	
	委 員 佐 藤 恒 正 ((財)日本交通公社監事)	
	委 員 長 沼 範 良 (上智大学法科大学院教授)	
審議対象期間	平成20年10月1日から平成21年3月31日	
1 入札状況について		
抽出案件	(備考)	
工事	一般競争	5件
	公募型及び工事 希望型指名競争	—
	通常指名競争	—
	随意契約	1件
建設コンサルタント業務	一般競争	1件
	プロポーザル方式	—
	総件数	7件
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙1のとおり	別紙1のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	な し	

2 再苦情処理(再説明請求回答)																										
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">申立案件</td> <td rowspan="8">(備考) 成績評定に対する再説明請求の案件である。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">工事</td> <td>一般競争</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>公募型及び工事希望型指名競争</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>通常指名競争</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>随意契約</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建設コンサルタント業務</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般競争</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プロポーザル方式</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総件数</td> <td>1件</td> </tr> </table>		申立案件		(備考) 成績評定に対する再説明請求の案件である。	工事	一般競争	1件	公募型及び工事希望型指名競争	—	通常指名競争	—	随意契約	—	建設コンサルタント業務				一般競争	—		プロポーザル方式	—	総件数		1件	
申立案件		(備考) 成績評定に対する再説明請求の案件である。																								
工事	一般競争		1件																							
	公募型及び工事希望型指名競争		—																							
	通常指名競争		—																							
	随意契約		—																							
建設コンサルタント業務																										
	一般競争		—																							
	プロポーザル方式		—																							
総件数		1件																								
再苦情申立概要 (再説明請求概要)	<table border="1"> <tr> <td>工事件名</td> <td>水戸地家裁下妻支部庁舎内部等改修工事</td> </tr> <tr> <td>申立者</td> <td>株式会社三和建设</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>平成20年12月6日から平成21年3月31日</td> </tr> <tr> <td>完成検査年月日</td> <td>平成21年3月27日</td> </tr> <tr> <td>成績評定</td> <td>評定点54点</td> </tr> <tr> <td>成績評定通知日</td> <td>平成21年4月30日付</td> </tr> <tr> <td>説明請求日</td> <td>平成21年5月14日付</td> </tr> <tr> <td>説明請求回答日</td> <td>平成21年5月27日付</td> </tr> <tr> <td>再説明請求日</td> <td>平成21年6月5日付</td> </tr> </table>	工事件名	水戸地家裁下妻支部庁舎内部等改修工事	申立者	株式会社三和建设	工期	平成20年12月6日から平成21年3月31日	完成検査年月日	平成21年3月27日	成績評定	評定点54点	成績評定通知日	平成21年4月30日付	説明請求日	平成21年5月14日付	説明請求回答日	平成21年5月27日付	再説明請求日	平成21年6月5日付							
工事件名	水戸地家裁下妻支部庁舎内部等改修工事																									
申立者	株式会社三和建设																									
工期	平成20年12月6日から平成21年3月31日																									
完成検査年月日	平成21年3月27日																									
成績評定	評定点54点																									
成績評定通知日	平成21年4月30日付																									
説明請求日	平成21年5月14日付																									
説明請求回答日	平成21年5月27日付																									
再説明請求日	平成21年6月5日付																									
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	意見・質問	回答																								
	別紙2のとおり	別紙2のとおり																								

(別紙1)

意見・質問	回答
<p>審議案件</p> <p>1【東京高地簡裁庁舎機器設置工事】</p> <p>【さいたま地家簡裁庁舎内部等改修建築工事】</p> <p>【仙台地家裁古川支部庁舎他5庁機械設備改修設計業務】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 東京案件は、シュレッダー機器の設置とのことであるが、当該機器は工事を発注してから製作されるのか。</li><li>・ 高落札率の要因として、当該工事に占める機器の割合が非常に大きいとの説明であるが、機器を指定したり支給したりして工事だけを競わせるという方法もあると思われるので、工夫してほしい。</li><li>・ さいたま案件は、3回入札を行っているが、1回目から3回目の間に建設物価の水準の動きはあったのか。</li><li>・ 不落随意契約交渉が不成立となっているが、その交渉の経緯はどうだったか。</li><li>・ 入札の参加要件をもっと緩やかにすることはできなかったのか。</li><li>・ 指名競争の方が参加業者も多くなり、実質的な競争が確保できるのではないか。</li><li>・ 仙台案件について、高落札率であるのは、時期的なものがかかなり影響しているのではないか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 部品ごとにはできあがっているものもあるが、圧縮する装置等については、受注後に製作すると聞いている。</li><li>・ 昨年度は鉄骨の鋼材について春頃から上がって夏頃が最も高かったので、その影響はあったと推察している。</li><li>・ 2回で入札は打ち切るが3回目に札を入れるとしたら幾らになるかを聞いて、これ以上上げられないというところで打ち切っている。</li><li>・ 適切な工事施工が可能な最低限度の要件としている。</li><li>・ 公平な競争を確保するという意味で一般競争を広く採用している。また、広く参加者を募るため、公告も市役所への掲示をお願いした。</li><li>・ 業務については国土交通省の基準が公表されており、業者もそれに則って積算していると思われる。また、この案件は、</li></ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6庁別々に発注した方がより競争性があったかもしれないので、検討をお願いしたい。</li> </ul> <p>2【山形地家裁庁舎耐震改修工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低価格の入札者が同一価格であった案件であるが、総合評価では、同一価格でも落札できるかはわからないし、数量公開をしているから入札金額に近い金額になることはあり得ると考えられるし、内訳も異なるので、手続的には問題はなかったと思う。</li> </ul> <p>3【札幌地家裁小樽支部庁舎新嘗機械設備工事】 【札幌家簡裁庁舎構内交換設備改修工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いずれも低価格入札の案件であるが、定価に対する官側の査定率はどのくらいだったのか。 また、市場調査は十分だったのか。</li> <li>・ 省庁共通の積算システムがあるとのことだが、地域性はどのくらい反映されるのか。</li> <li>・ メーカーとの関係で安く納品できる業者であったとのことであるが、相当低い率で納入できることは分からなかったのか。</li> <li>・ 予定価格が実効性を持つためには、現状の実勢単価というものも考慮するのが</li> </ul>	<p>6庁一括で短期間かつ場所もばらけているということで手間が掛かったということはあるかもしれない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本案件では、交換機については、定価の40%としていたが、業者の内訳を分析したところ20%台だった。 なお、適正な積算に必要な調査を行っている。</li> <li>・ 労務単価は地域性が反映されている。</li> <li>・ 入札前には分からなかった。</li> </ul>
---	--

<p>相当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格の算定にあたって、地域別の考え方の枠組みをとったり、他の機関や他省庁との連絡を強化してほしい。</li> </ul> <p>4【水戸地家裁庁舎耐震改修工事設計変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当初、別発注とした内部改修工事の予定価格と、随意契約とした耐震改修工事の設計変更の価格とでは、後者が増えているのはなぜか。</li> <li>・ なぜ最初から一括して発注しなかったのか。</li> <li>・ このような不落が予想される場合、CM(コンストラクション・マネジメント)方式をとることも検討していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計変更の額には、内部改修工事の分に加えて、耐震改修工事の変更分も含まれているからである。</li> <li>・ 耐震改修工事は、平成19年度発注、内部改修工事は平成20年度発注のため、もともと別発注工事として計画していたためである。</li> </ul>
--	---

(別紙2)

意見・質問	回答
<p>審議内容</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 本案件の工事概要を説明していただきたい。</li><li>・ 本案件において、このような評定結果となった要因につき、説明していただきたい。</li><li>・ そのような裁判所の判断に対する業者の対応は、どうだったのか。</li><li>・ 裁判所の主張であって、客観性がないのではないか。</li><li>・ 業者には、工程会議の資料を提示したのか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本件は、平成20年度において、水戸地家裁下妻支部庁舎のエレベータ設置のためのエレベータシャフト工事と事務室のOA床敷設工事が主な内容の内部改修工事である。エレベータ設置工事は別途発注し、別業者と契約をした。</li><li>・ このような評定結果となった主な要因は次のとおりである。<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 施工管理・工程管理が適切に行われたとはいえない。</li><li>(2) 関連業者との調整が不十分であった。</li><li>(3) 出来映えについても、施工が粗雑な部分があった。 例えば、(1)の工程管理については、工程表は事前に監督職員の承諾を得て工程会議に提出することとなっているが、事前に承諾を得た工程表を提出していなかった。また、工程会議で説明された工程の順序が守られなかった。</li></ul></li><li>・ 現地から再三の苦情があつて工事が進められなかったと業者は主張しているが、それは、工程会議等で示された工程の順序を守らなかったからである。</li><li>・ 工程会議の資料は裁判所が作成したものであるが、工程会議にはエレベータ施工会社も参加している。この会社からも苦情が出ている。</li><li>・ 提示はしていない。本来は、当該業者が作成すべきものである。</li></ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この業者は、裁判所の仕事はこの案件が初めてか。</li> <li>・ この業者は、他の工事の状況を加味すると欠格となるのか。</li> <li>・ 執務をしながらの改修工事であるということは、業者も認識していたのか。</li> <li>・ 裁判所としてはきちんと伝えているつもりだったが、業者側はその重大さ、深刻さを認識できていなかったのではないかと感じる。工事をやっている最中に、もっと強めのサインを出しておく必要があったのではないかと。</li> <li>・ 特に特殊な工事でない案件でこのような評価結果となったことには、施工管理等何か問題があったと思われ、評価を付けたプロセスには問題はないと認識している。        ただ、今後の当該業者との対応について、適切なコミュニケーションを図ってほしいということと、今後、施工業者とのコミュニケーションの改善について検討してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去にも水戸地裁管内で施工実績がある。</li> <li>・ 本年度において、欠格にはなっていない。</li> <li>・ 入札の際の質問回答書には、音の出る工事は制限される旨記載があるし、着工オリエンテーションにおいても重ねて確認した。</li> </ul>
--	---